

令和 4 年度第 1 7 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 2 月 5 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 4 5〕

① 件 名	国民健康保険高額療養費の支給手続き簡素化の実施について				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 「地方からの提案等に関する対応方針（地方創生及び地方分権改革の推進「項目：住民サービスの向上：平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日閣議決定）」を踏まえた国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 4 9 号）の施行により、高額療養費の支給申請について、手続きを簡素化することが可能となった。</p> <p>【目的】 初回申請書の提出により以降の申請手続きを省略することで、被保険者の負担軽減、事務効率化と経費削減を図る。</p>				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号） 国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号） 石巻市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 6 4 号） 石巻市国民健康保険条例施行規則（平成 1 7 年規則第 1 1 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 2 9 年 3 月 国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令施行（7 0 歳から 7 4 歳） 令和 3 年 3 月 国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令施行（7 0 歳未満）</p>				
⑤ 主な内容	<p>高額療養費制度とは、支払った医療費の一部負担金が当該世帯の負担限度額（月額）を超えたときに、申請により超えた分が支給される制度である。 初回申請書の提出により、以降の支給対象についても当申請書に記載された振込先に支給を行う。 （令和 6 年 1 月から実施予定）</p> <p>石巻市国民健康保険条例施行規則（平成 1 7 年規則第 1 1 3 号）改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（高額療養費の受給手続き）第 5 条 世帯主は、法第 5 7 条の 2 の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。</td> <td>（高額療養費の受給手続き）第 5 条 世帯主は、法第 5 7 条の 2 の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書に療養に要した費用を支払った<u>事実を証する書類を添えて</u>市長に提出しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	現行	（高額療養費の受給手続き）第 5 条 世帯主は、法第 5 7 条の 2 の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。	（高額療養費の受給手続き）第 5 条 世帯主は、法第 5 7 条の 2 の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書に療養に要した費用を支払った <u>事実を証する書類を添えて</u> 市長に提出しなければならない。
改正後	現行				
（高額療養費の受給手続き）第 5 条 世帯主は、法第 5 7 条の 2 の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。	（高額療養費の受給手続き）第 5 条 世帯主は、法第 5 7 条の 2 の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書に療養に要した費用を支払った <u>事実を証する書類を添えて</u> 市長に提出しなければならない。				

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

- ・申請手続きを省略することに伴う被保険者の負担軽減
 - ・申請書送付、申請書受理等の事務の負担軽減
 - ・被保険者の申請漏れの防止
 - ・受診日から支給されるまでの期間短縮（1か月短縮）
 - ・申請書の送付に係る郵送費削減（新規対象者、短期証発行者は除く）
- 参考：令和3年度の実績 1, 018, 770円（財源：一般会計繰入金／一般財源）

【市財政への負担】

国民健康保険システム改修費用：国民健康保険特別会計
令和5年度当初予算要求額 4, 389, 000円（財源：一般会計繰入金／一般財源）
〈参考：高額療養費支給金額の増加：国民健康保険特別会計〉
令和3年度 勸奨通知申請対象額 129, 977, 680円
申請済額 121, 750, 699円
未申請額 8, 226, 981円（令和4年11月11日時点）
（財源：県負担金・保険給付費等交付金10／10）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【県内市町村の実施状況】

仙台市・気仙沼市・東松島市・大崎市において、支給手続きの簡素化を実施済。（大崎市は70歳以上のみ対象）
※宮城県の後期高齢者医療制度においても実施済み。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年	2月	市議会第1回定例会に令和5年度当初予算案について提案
	3月	石巻国民健康保険条例施行規則の一部改正 （施行予定年月日：令和6年1月1日）
	12月	市報・ホームページによる周知
令和6年	1月	施行

⑨ その他

令和6年1月以降の支給勸奨通知に「令和6年1月より前に送付している申請書については、自動振込対象外のため、申請されていない方は、申請書の提出が必要です。自動振込となった場合、申請書は送付しませんのでご了承ください。」を記載する。